

第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会の 審議事項等について

1 協議会の概要

- 知事の諮問に応じ調査審議するための附属機関として、福祉のまちづくり条例に基づき設置（平成 7 年 3 月設置）
- 条例定数 30 名以内
→ 第 15 期の委員数は 30 名
（学識経験者、民間事業者、障害者団体等の都民、関係行政機関）
- 任期 2 年
→ 第 15 期の任期は令和 7 年 5 月 2 日～令和 9 年 5 月 1 日
- 専門的事項を審議するための専門部会を下部組織として設置
- 推進計画に関する事項及びその他福祉のまちづくりの推進に関する事項を審議事項として、各期ごとに設定

2 現状と課題

- 東京 2020 大会を契機としたハード面でのバリアフリー化が着実に進展、心のバリアフリーや情報バリアフリーなど、ソフト面での取組も新たに推進
- ハード・ソフト両面からの取組を都市のレガシーとして継承・発展できるよう、都は令和 6 年 3 月「東京都福祉のまちづくり推進計画」を改定
- 心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、障害者の社会参加を促す取組等を進めることで都民の理解促進を図り、

心のバリアフリーを推進しており、今後も継続していくことが必要

- また、障害者の福祉の向上や社会参加の促進に向けた取組について様々な手段により情報バリアフリーを推進しており、今後も継続していくことが必要

3 審議テーマ案

ユニバーサルデザインの浸透した都市東京を目指し
心のバリアフリー・情報バリアフリーのさらなる推進

- ハード面でのバリアフリー化が着実に進展してきたことを踏まえ、東京にユニバーサルデザインを浸透させるためには、心のバリアフリー・情報バリアフリーへの取組のさらなる充実が不可欠
- これまでの取組を振り返るとともに、2025 年開催のデフリンピックのレガシーも見据え、さらなる推進を図るための施策の方向性を検討

4 今後のスケジュール

資料2のとおり